

令和2年5月21日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

大阪狭山市長 古川 照人

新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が
払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望書（回答）

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

《回答》

傷病手当につきましては、大阪狭山市国民健康保険条例の一部改正を行い、4月23日に公布し、市広報誌及び市ホームページを活用し周知しております。

申請方法につきましては、事前に保険年金グループまで連絡をいただきましたら、内容を説明し速やかに関係書類を送付させていただきます。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

《回答》

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に係る国民健康保険料の減免に対応するため、大阪狭山市国民健康保険条例等の改正に向け準備を行っております。減免の内容につきましては、国民健康保険料納付書の送付時に、対象要件を記載した案内文を同封いたします。

また、申請方法につきましては、新型コロナウイルス感染防止の視点から手続きに必要な申請書等を市ホームページからダウンロードできるように準備を行っております。ダウンロードできない被保険者につきましては、保険年金グループまで連絡をいただきましたら、速やかに関係書類を送付させていただきます。

③ 納付困難な保険料については、納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。

《回答》

保険料の納付が困難な被保険者には、個々の被保険者の事情をお伺いし、納付相談を行っております。

納付の猶予等を含め、納付が困難な場合には、保険料の納付書発送時に納付相談のご案内を同封しており、また、市広報誌及び市ホームページにて周知を図っております。

④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。

《回答》

国民健康保険料の滞納世帯には、債権管理グループと共通認識のもと、文書、電話勧奨により接触を図り、納付相談を通じて個々の状況把握に努め、きめ細やかな対応を行っております。

それでもなお、保険料を納めていただけない被保険者については、差押禁止財産に該当しないことなどを慎重に審査した上で、やむをえず滞納処分を行う場合があります。

⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

《回答》

②の新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免と一部負担金減免につきましては、それぞれ対象要件があり、申請を行う被保険者が要件に該当する減免を適用いたします。申請につきましては、保険年金グループまで連絡をいただきましたら、要件等を説明し、速やかに申請書を送付させていただきます。

また、一部負担金減免につきましては、現在、市ホームページ等で周知を図っております。